



# 平成30年度大学入試センター試験等の

## 入試業務における託児等の費用補助を行います



男女共同参画推進室

群馬大学に勤務する教職員が、平成30年度大学入試センター試験等の業務を担当する際、やむを得ず子どもを預ける場合の託児等費用の一部を補助します。今年度より週休日にかかる全入試業務が対象となります。

対象者：本学に勤務する教職員で、週休日にかかる大学入試センター試験、大学及び大学院入試、編入学試験等の入試業務に従事するため、中学校就学前の子の保育に託児等を利用する者。

補助金額：1日分の申請につき1万円を上限とします。

＊申請多数の場合は、予算内で配分します。また、2期(①9月～12月利用分、②1月～3月利用分)に分けて実施するため、支払までに時間がかかる場合があります。

対象の託児：保育所等の託児施設、ファミリーサポートセンター及びベビーシッター。ただし、家族や近隣者が行うベビーシッターは対象外（ファミリーサポートセンター等の会員である近隣者は除く）とします。なお経費の支払に伴い、必ず**保育料の領収書等**をご提出ください。

ただし、下記の項目は補助対象になりませんのでご注意ください。

- (1) ベビーシッター会社等への入会に係る費用
- (2) ベビーシッター会社等の年会費
- (3) 利用の取り消しに伴う費用
- (4) 通常の月極料金に含まれている費用（対象となる曜日に定期的に預けている場合）

申請方法：週休日にかかる入試等の監督業務を担当される方は、申請書（様式第1号）に、預け先の託児等費用が明らかになるパンフレット等を添え、所属する学部等の長から、男女共同参画推進室に申請してください。

結果につきましては、審査の後、所属する学部等の長を通して申請者へ通知します。

申請の締切：各部等で取りまとめの上、**各試験予定日の15日前まで**に男女共同参画推進室にご提出ください。（申請を希望される方は、**所属の締切**に合わせて書類をご提出ください。）

手続き：補助が決定した方は、託児等の利用後速やかに、領収書等支払額が明らかになるものを添付の上、報告書（様式第2号）及び請求書（様式第3号）、**週休日・休日の振替簿のコピー**を直接、男女共同参画推進室に提出してください。

① 9月～12月に実施する試験の報告書・請求書の最終締切：**平成30年1月12日(金)**

② 1月～3月に実施する試験の報告書・請求書の最終締切：**平成30年3月20日(火)**

※ご不明な点は下記までご連絡ください。

国立大学法人群馬大学 男女共同参画推進室 担当：長安（内線 7146）

荒牧キャンパス教養教育 GC 棟 1階 109、TEL 027-220-7146

kyodo-sankaku@jimu.gunma-u.ac.jp、<http://kyodo-sankaku.gunma-u.ac.jp/>

